

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月5日  
照会部署名 千代田年金事務所厚生年金適用課  
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用課長) 小林 勉  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

田中

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—104	本部受付番号 No. 2010—1098
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について
-----------

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第3条、昭和32年2月21日保文発第1515号
--------------------------------

(内容)

ヘッドハンティングにより従業員となった者に対し、移籍金を一時金で支払うこととなった。給与規定に定めはない。この移籍金は賞与に該当するかご教示願います。 社会保険労務士より都内の事務所間で見解が異なっているとの申出をいたしております。賞与としないとの見解の事務所は、給与規定に定めがなく、臨時的なものであるため労務の対象ではないとの説明をしているとのことです。
--

(ブロック本部回答)

厚生年金保険法第3条第3項及び第4項、健康保険法第3条第5項及び第6項において、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは「報酬」とせず、三月を超える期間ごとに受けるものは「賞与」と定義している。

当該事例においては、その移籍金が上記でいうところの「臨時的なもの」であるかどうかで判断すべきと思料する。

その当事者のみに支給され、1度限りの支給であれば、臨時的なものとして扱い、一方、過去に支給実績があり、支給が慣例的になっているようなもので、今後も同じような支給が他の従業員に対してもありえるような場合には、臨時的なものとすべき、「賞与」として扱うべきと考える。

ただ、諸規定等では明らかにならないため、ブロック本部でも断定することが困難のため、機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年11月10日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉

(本部回答)

ヘッドハンティングによる移籍金については、労使関係の発生を契機とし、被用者が使用者に労務を提供することを前提として、使用者が被用者に支払うものであるので、賞与に該当する。

また、厚生年金保険法第3条第1項及び健康保険法第3条第5項における「臨時に受けるもの」とは、支給事由の発生、支給条件等が不確定のものをいう。

（なお、回答については厚生労働省年金局事業管理課確認済であることを申し添える。）

回答日 平成23年 7月11日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東